

第Ⅳ章 都市づくりの推進方策

1. 実現化に向けたシナリオ

(1) 都市づくりにおける主要な方針のシナリオ

都市づくりの方針については、計画的な進行管理を行うため、その主要な方針を以下のようなシナリオに基づき推進していきます。

方針の区分	目標年度		
	短期（概ね5年以内）	中期（概ね10年以内）	長期（概ね10年以降）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 拠点にふさわしい土地利用の誘導 JR 和泉橋本駅東側における市街化区域編入の検討 開発許可に関する権限移譲 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿道等における産業・レクリエーション施設の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直し 狭い生活道路の改善手法の検討 地域公共交通計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備促進 公民連携による改善促進 実証運行の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続（見直し+整備促進） 継続
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 貝塚市緑の基本計画の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 重点地区における整備・活用の検討 公民連携による緑の確保・充実 	<ul style="list-style-type: none"> 公民連携による保全・整備の推進 継続
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> 下水道（污水）全体計画区域の見直し 貝塚市下水道ストックマネジメント計画に基づく雨水ポンプ場の設備更新・機能更新 開発条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設（污水）の整備 汚水処理人口普及率の向上 開発協議における流域治水に資する貯留・浸透施設等の設置促進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続
その他公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 貝塚市公共施設等総合管理計画に基づく機能統合の推進 機能分担や共同調達等の広域連携についての近隣市町協議 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる広域連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続

目標年度

方針の区分	短期（概ね5年以内）	中期（概ね10年以内）	長期（概ね10年以降）
市街地・住宅地	<p>居住誘導区域への移転促進</p> <p>鉄道駅周辺における都市機能の集積と居住の促進</p> <p>JR 東貝塚駅西側及び南海二色浜駅西側の駅前広場整備</p> <p>JR 和泉橋本駅の東側駅前広場等検討</p> <p>南海貝塚駅東側の駅前広場等都市計画の見直し</p> <p>貝塚市空家等対策計画の見直し</p>	<p>駅前広場・交流空間等整備の推進</p> <p>空き家の適正管理、発生抑制と利活用の促進</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>
地域環境	<p>貝塚市文化財保存活用地域計画の策定</p> <p>地域計画（人・農地プラン）の策定</p>	<p>文化財を活用したまちづくりや観光等地域振興の推進</p> <p>6次産業化等農業経営の安定化による農空間の保全と活用</p> <p>和泉葛城山系の地域資源の保全・活用による交流の促進</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>
景観形成	<p>景観行政団体への移行＋景観計画の策定</p>	<p>景観計画に基づく景観づくりの推進</p> <p>重点地区指定の検討</p> <p>公民連携による歴史的景観の保全・活用</p>	<p>継続</p>
都市防災	<p>コミュニティタイムライン等策定の促進</p> <p>貝塚市地域防災計画の見直しと防災体制の充実</p> <p>優先すべき区域の検討</p>	<p>津波や高潮災害に対する避難ビル等の確保</p> <p>防火・準防火地域の指定拡大</p> <p>貝塚市防災農地登録制度の活用</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>
福祉のまちづくり	<p>バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進</p>		<p>継続</p>

(2) 地域づくりの重点方針

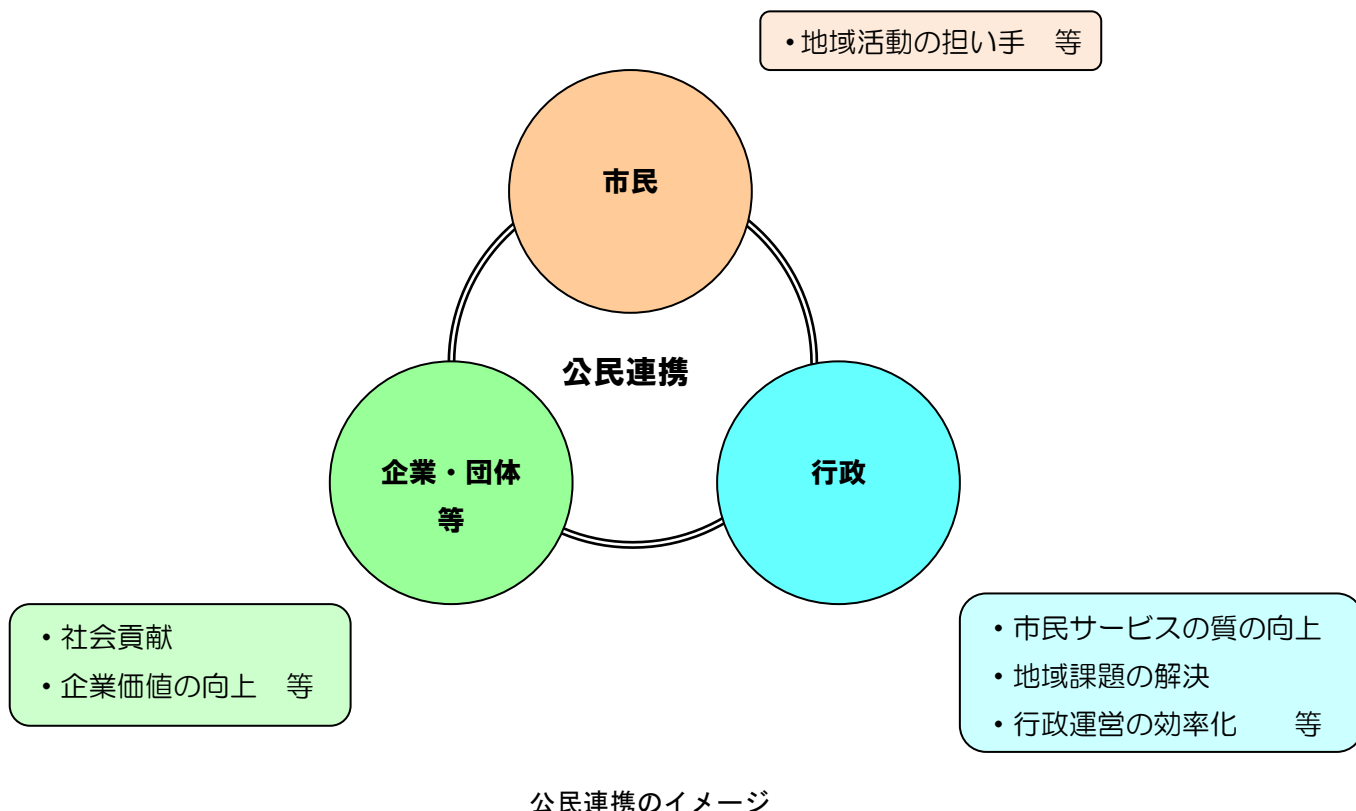
地域別においては、市民・事業者等との協働により地域の活性化を図る観点から、以下のような取組みを地域づくりの重点方針とします。

地域区分	目標年度		
	短期（概ね5年以内）	中期（概ね10年以内）	長期（概ね10年以降）
臨海都市地域	<ul style="list-style-type: none"> 既存都市計画の見直し 事業化の検討 公民連携による整備・活用の検討 景観計画の策定 貝塚市文化財保存活用地域計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 南海貝塚駅周辺におけるウォークアブル（滞在型）な拠点づくりの推進 JR和泉橋本駅東側における土地区画整理事業の推進 二色の浜公園・市民の森の府市連携による更なる魅力向上 景観重点地区指定の検討 貝塚市文化財保存活用地域計画に基づく活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 紀州街道と一体となった寺内町の歴史的街並みの保全・活用
田園丘陵市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> せんごくの杜における交流機能と防災機能の強化 せんごくの杜における地域教育関連施設の誘致検討 貝塚市緑の基本計画の改訂 貝塚市文化財保存活用地域計画の策定 せんごくの杜の防災・交流エリアにおける賑わい創出の検討 貝塚市緑の基本計画の改訂 貝塚市文化財保存活用地域計画の策定 景観計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> せんごくの杜の里山保全エリアにおける史跡（千石堀城跡）を活用した保全・整備の検討 公民連携による整備・活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 水間公園の更なる魅力向上 交通結節点となる水鉄水間観音駅の機能強化の促進 水間寺周辺の歴史的景観の保全・活用
山麓林間交流地域	<ul style="list-style-type: none"> 和泉葛城山系の地域資源の保全・活用による交流の促進 貝塚市森林整備計画に基づく多様な主体の参加・協働による森づくりの推進 大阪府立少年自然の家、大阪府立農業公園（かいづか いぶきヴィレッジ）、かいづか いぶき温泉等の連携促進による交流人口の増加 		

2. 公民連携・広域連携の都市づくりの推進

(1) 公民連携・広域連携の都市づくりの必要性

今後、人口減少等により税収の伸び悩みが予測され、市民ニーズが多様化するなか持続可能で豊かな地域環境を形成していくためには、市民、企業・団体等と行政の適切な役割分担による公民連携や周辺市町との広域連携を進めていく必要があります。



(2) 公民連携の都市づくりの推進

本市では、平成 20（2008）年に策定した「貝塚市市民公益活動促進に関する指針」に基づき、市民・ボランティア・市民公益団体・地域組織・企業等とパートナーシップを構築し、これら市民等との協働により、地域課題の解決に取り組んできました。

また、平成 28（2016）年に策定した第 5 次貝塚市総合計画の推進方策を踏まえ、企業・大学・市民団体等との公民連携の都市づくりを推進しています。

今後の公民連携の都市づくりについては、「公民連携デスク」を活用し、協働の都市づくり活動を進めます。

また、市民説明会や意見交換会等といった対話の充実に努め、市民が提案することのできる地区計画制度等の活用を促進します。

1) 「公民連携デスク」の活用

公民連携デスクは、窓口・相談機能と連携・調整機能を有するもので、プラットフォームとして活用し、都市づくりを進めます。

○公民連携デスクとは

窓口・相談機能は、企業、市民団体等から連携に関する提案や相談を受けます。提案や相談内容については、十分に聞き取り、連携の実現に向けて調整を進めます。また、市役所も企業、市民団体等に連携事業をアプローチします。

連携・調整機能は、窓口で受けた連携提案について、連携実現できるように検討し、庁内各部署と調整します。庁内各部署が抱える課題を聞き取り、それら課題解決につながる提案やアイデア等を企業、市民団体等から募集します。

2) 市民参画手法の積極的な活用

計画策定段階から市民意向を反映した計画づくりに取り組むため、市民アンケートやパブリックコメントなど既存の広聴制度の充実とともに、引き続き、委員会や審議会への公募制度を推進します。

3) 都市計画制度等の活用

市民が主体となって地域のルールを定めることができる地区計画や建築協定、緑地協定などを市民へ周知するとともに、計画策定の段階に応じた支援を行うなど、こうした制度の活用を促進します。

(3) 広域連携による都市づくりの推進

鉄道や道路網の整備、モータリゼーションの進展などにより、生活圏は、市町村の区域を越えてひろがり、広域的な視点や連携がますます重要になってきており、広域的な連携による観光振興や、公共施設整備等に係る投資、維持・運営等の効率化を図るなど、近隣市町や関係機関との連携を強化する必要があります。

このため、大阪府や近隣市町で構成する既存の協議会等を活用し、課題の整理や事業の検討など、広域連携による取組みを進めます。

3. 都市計画マスタープランの進行管理

- ・本市の都市づくりは、本都市計画マスタープランの方針を踏まえて、各種制度の制定や事業を実施していくこととなりますが、その進捗状況に応じて評価・検証を行い、事業の見直しや改善に取り組むなど、PDCA サイクルによる適切な進行管理に努めます。
- ・本市の総合計画や南部大阪都市計画区域マスタープランなど上位計画の見直し、社会経済情勢の変化などによって必要が生じた場合は、都市計画マスタープランの見直しを行います。

